

村田女子高等学校 ハラスメント防止対策基本方針

(目的)

この規程は、本校に就学・就労するすべての生徒および教職員（非常勤の教職員を含む）が能力と個性を自由に発揮できることを目的とし、不当な差別的取扱いその他のハラスメントの発生を防止するための教育および啓発活動の展開ならびにハラスメントに関する相談または苦情の適切な処理についての必要な事項を定める。

(定義) ハラスメント

1. セクシュアルハラスメント

教職員および生徒が他の者に行う性的な関心や欲求に基づく言動、性別役割分担意識または性的指向や性自認に関する偏見などに基づく言動で、それにより環境が害されること。異性に対する場合だけでなく、同性に対するものも含まれる。

2. パワーハラスメント

教職員および生徒が他の者に行う職務上の地位や人間関係、知識、技術等、優位性を背景に、精神的・身体的苦痛と与える言動により、環境を悪化させること。ただし、業務上の命令や指導に対して受け手が不快と感じても、客観的に見て業務の適正な範囲で行われたものは、ハラスメントに該当しない。

3. アカデミックハラスメント

指導的立場にある者が、指導を受ける者に対し、客観的に見て正当性のない差別的言動を行い、自由な就学活動及び職務遂行活動を妨げること。

4. その他のハラスメント

職務に関係しない「いじめ、いやがらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」などにより、人間関係に悪影響を及ぼすことで環境を悪化させること（1～2を除く）。

(責務)

1. ハラスメントの禁止

すべての教職員および生徒は、ハラスメントについて正しく理解し、ハラスメントを行ってはならない。村田女子高等学校の一員であることを自覚し、円滑なコミュニケーションを心掛け、より良い環境づくりを行う。

2. ハラスメントへの対応

学校でハラスメントを受けた場合または見た場合は、ハラスメント防止対策委員会に相談する。

(防止対策の推進)

教職員および生徒一人ひとりがハラスメントについて正しく理解するとともに、ハラスメントのない環境を整備するため、ハラスメント防止対策委員会は本基本方針の周知に努め、教職員および生徒に研修・指導を行う。

(苦情・相談への対応)

1. 苦情・相談の申し出

教職員および生徒は、ハラスメント防止対策委員会にハラスメントの苦情・相談を申し出ることができる。また当事者ではないが、他の者が受けているハラスメントを見て不快に感じた者も申し出ることができる。

2. 相談体制の整備

学校においてハラスメントが生じた場合、迅速かつ適切な対応をするため、ハラスメント防止対策委員会を設置する。

(1) ハラスメント防止対策委員会は次の委員をもって構成する。

- ① 委員長
- ② 管理職
- ③ 教職員

(2) 委員長は校長が任命する。

(3) 委員の構成にあたっては、男女の比率等に配慮する。

(4) 委員は、校長が委嘱する。

(5) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(6) 委員長は年度当初の定例会議に加え、必要に応じて委員会を招集する。

(7) 委員長は次項に定める任務・運営に関し、その遂行状況を校長に報告する。

(8) ハラスメント防止対策委員会は、次の事項を調査または審議し、必要な措置を講じる。

- ① ハラスメントおよびハラスメント防止に関する情報の収集、教育研修、広報および調査活動に関する事項
- ② ハラスメントに関する相談または苦情の処理に関する事項
- ③ 学校内外機関との連携および協力等のための連絡調整に関する事項
- ④ その他ハラスメント防止に必要な事項
- ⑤ ハラスメント防止対策委員会の議事は、原則として非公開とする。

(9) 防止・対策委員会が必要であると判断した場合は、構成員以外の者にハラスメント防止対策委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

3. 秘密の保持

(1) 個人情報保護

苦情・相談に関与した者は、関係者のプライバシーや人権を尊重するとともに、問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等を漏らしてはならない。

(2) 情報公開

苦情・相談に係わる一切の情報は、公開しない。

4. 不利益取り扱いの禁止

苦情・相談の申出者等に対し、不利益な取り扱いをしてはならない。

(見直し)

ハラスメントを取り巻く状況の変化などにより、必要が生じた場合は、見直しを行う。